

神奈川県告示第562号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第52条の規定により、平成20年11月1日から、次のとおり報告を求める。

家畜伝染病予防法による報告の請求(平成17年神奈川県告示第706号)は、廃止する。

なお、平成20年10月31日以前の報告すべき事項の報告については、なお従前の例による。

平成20年10月17日

神奈川県知事 松沢 成文

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため

2 報告すべき者の範囲

家畜伝染病予防法第2条第1項の表23の項及び家畜伝染病予防法施行令(昭和28年政令第235号)第1条の表高病原性鳥インフルエンザの項に掲げる家きん(以下「家きん」という。)を農場において100羽以上飼養する者その他家畜保健衛生所長が必要と認める者

3 報告すべき事項

毎月の飼養羽数及び死亡羽数の状況

4 報告書の提出期限

翌月10日まで

5 その他必要な事項

(1)農場において家きんを100羽以上飼養する者にあつては当該農場の所在地を所管する家畜保健衛生所長に、家畜保健衛生所長が必要と認める者にあつては当該家畜保健衛生所長に、郵送、ファクシミリ若しくは電子メール又は持参により提出するものとする。

(2)3及び4にかかわらず、高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない事態が生じた場合には、直ちに報告しなければならない。